

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本 題】 確定拠出年金における掛金拠出の「年単位化」について～政令および省令案を踏まえて …P1  
 【コ ラ ム】 リスク分担型企業年金について ………………P6

確定拠出年金における掛金拠出の「年単位化」について  
 ～政令および省令案を踏まえて～

## 1. はじめに

2016（平成28）年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）は、施行期日が全部で4段階に分かれています。本年（2017（平成29）年）1月1日からは個人型確定拠出年金（個人型DC、愛称「iDeCo」）の加入対象が拡大されるなど、確定拠出年金の制度改正はいよいよ本番に入っています。

そこで今回は、第3段階の改正措置として2018（平成30）年1月1日から施行予定の「掛金拠出の年単位化」について、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメント（意見公募）手続きにより公表された政省令案の概要等で新たに判明した事項を中心に解説いたします。

## 2. 掛金拠出の年単位化に係る沿革

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（以下「改正DC法」）による改正措置のうち、2018年1月1日施行の「掛金拠出の年単位化」については、まず2016年12月2日付で関係政令の改正案の概要がパブリックコメント手続きにより公表され、同月28日には関係省令の改正案の概要もパブリックコメント手続きにより公表されました。なお、関連省令の改正案の概要は、2017年1月19日付で内容を一部修正のうえ意見募集が再開されています。

その後、関係政令は2017年2月8日付で公布されましたが、関連省令は意見募集期限が同月17日までとなっているため、それ以降に公布される見込みです（図表1）。

<図表1> 掛金拠出の年単位化に係る法令改正の沿革（2017年2月時点）

暦年	出来事
2016年	
5月24日	改正DC法の可決・成立
6月3日	改正DC法の公布（平成28年法律第66号）
7月1日	2016年7月施行措置の施行
12月2日	DC法施行令等の改正に係るパブリックコメントの開始（2016年12月31日まで）
12月28日	DC法施行規則の改正に係るパブリックコメントの開始（2017年1月26日まで）
2017年	
1月1日	2017年1月施行措置の施行（個人型DCの加入対象拡大など）
1月19日	DC法施行規則の改正に係るパブリックコメントの再募集（2017年2月17日まで）
2月8日	DC法施行令等の改正政令の公布（平成29年2月8日政令第15号）

（出所）各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

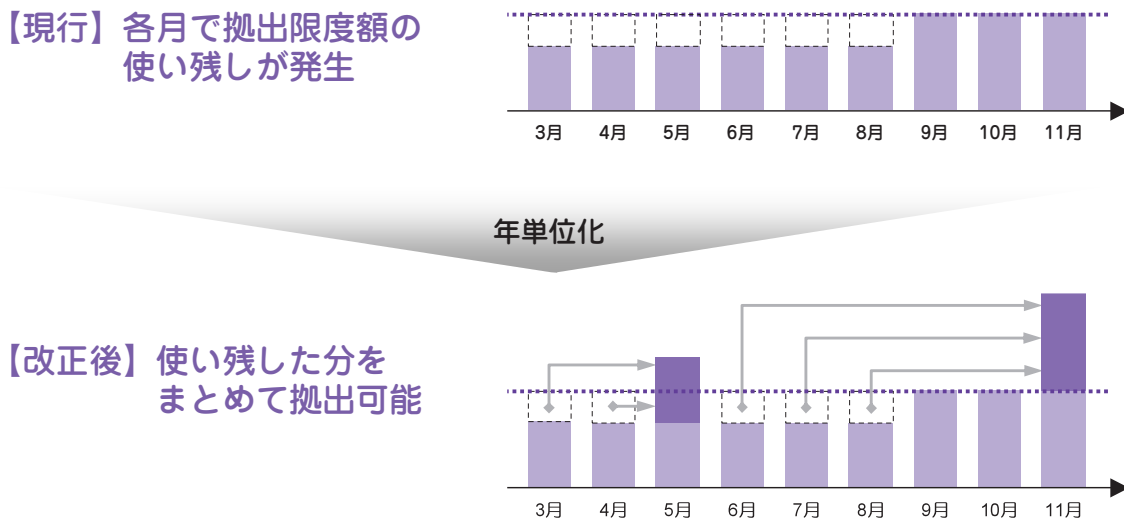
### 3. 掛金拠出の年単位化について ～法律における規定～

現行の確定拠出年金（DC）では、加入者期間の計算の基礎となる「各月」につき掛金を拠出するものとされており、拠出限度額も月額単位で規定されています。そのため、掛金月額が拠出限度額に満たない場合は当該拠出限度額の使い残しが発生するほか、掛金が引き落とされなかった月は掛金拠出が無かったものとみなされます（後納や追納は不可）。

今般の改正 DC 法の施行により、企業型 DC および個人型 DC の双方において、2018 年 1 月から拠出限度額の規制単位が月額単位から年単位に変更されます。具体的には、掛金の拠出時期が「各月につき」から「年 1 回以上、定期的」になるほか、拠出限度額の考え方も「1 月につき拠出することができる掛金の額」から「1 年間に拠出することができる掛金の額の総額」を基準に定められます。これにより、年 1 回や年 2 回など月額単位以外の掛金拠出も可能となるなど、掛金拠出がより柔軟なものとなります。また、各月ごとの拠出限度額の使い残しが発生しても、例えば賞与が支給される月を見込んで一括拠出を行うことも可能となります（図表 2）。

併せて、掛金の納付期限も、企業型 DC では「翌月末日まで」から「企業型年金規約に定める日」に変更されるほか、個人型 DC でも個人型年金規約の取扱いが変更される見込みです。

＜図表 2＞使い残した拠出限度額の再利用（イメージ）



### 3. 掛金拠出の年単位化の詳細 ～政令および省令案の概要における規定～

#### (1) 拠出時期

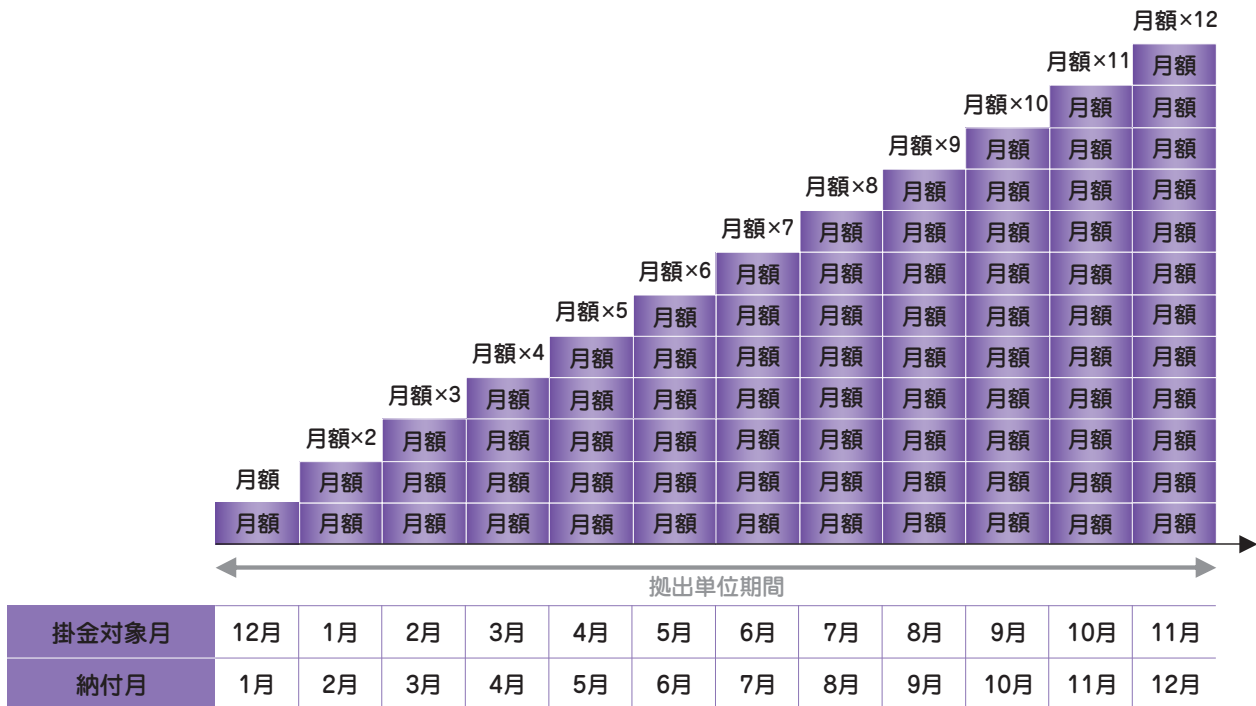
DC における掛金の拠出は拠出単位期間（12 月から翌年 11 月までの 12 月間）を単位とするものとされます。12 月から翌年 11 月までという何やら中途半端な印象を受けますが、DC の掛金は翌月末日までに納付するものとされているため、納付月ベースでは 1 月から 12 月までの 12 月間（暦年）となります。拠出単位期間の間に加入資格の取得・喪失が発生した場合は、資格取得においては取得月から起算し、資格喪失月においては喪失月の前月までの期間が加入者期間とされます。

また、企業型 DC 規約や個人型 DC 規約で定めるところにより、拠出単位期間をさらに区分した期間（拠出区分期間）ごとに拠出することも可能です（図表 3）。拠出区分期間は、必ずしも等間隔で均等に区分する必要はなく、例えば賞与を 7 月および 12 月に支給する企業の場合、規約で「7 ヶ月」「5 ヶ月」と区分することも可能です。さらに、企業型 DC においては、事業主掛金と加入者掛金（マッチング拠出）とで拠出区分期間を別々に設定することが可能です。

最後に、本改正の施行期日は 2018 年 1 月であるため、2017 年 12 月分の掛金は年単位化の対象外となります。2018 年の所得税の計算において所得控除の対象となるのは、同年 1 月～ 11 月分（納付月ベースでは同年 2 月～ 12 月分）のみとなります。



<図表5> 拠出限度額の年単位化（イメージ）



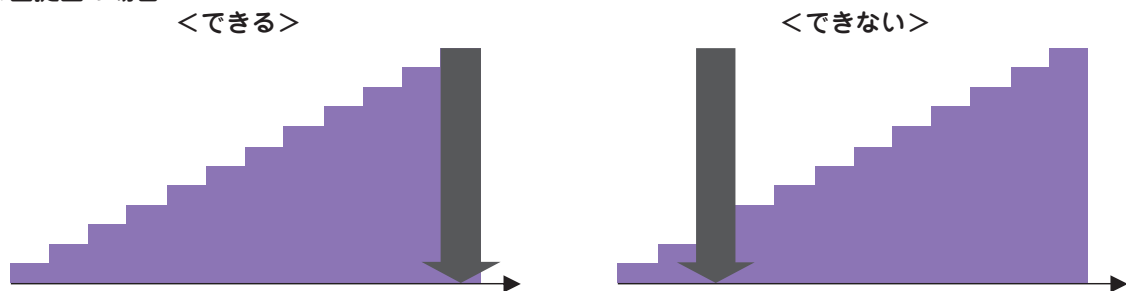
（出所）改正 DC 法施行令を基に、リそな年金研究所作成。

企業型 DC でマッチング拠出を実施している場合、事業主掛金と加入者掛金（マッチング拠出）とでそれぞれ別々に拠出限度額を管理します。拠出単位期間を通して「事業主掛金 $\geq$ 加入者掛金」となることが見込まれれば、期中において一時的に「事業主掛金 $<$ 加入者掛金」となることは容認されます。

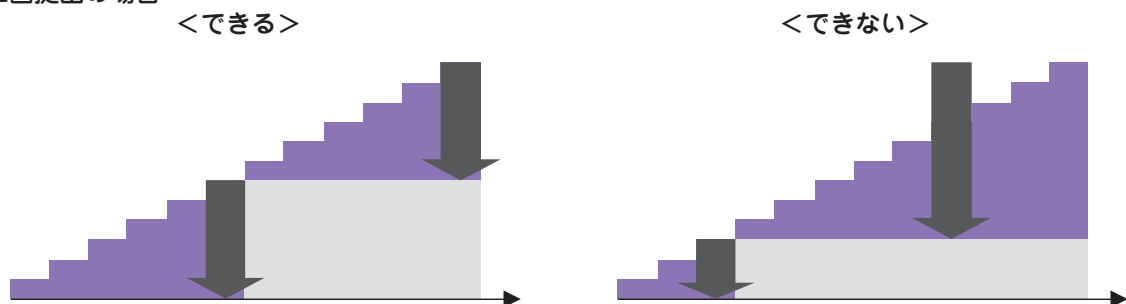
なお、拠出限度額は、加入者期間に応じて積み上げられる方式となっているため、例えば、拠出単位期間の途中で、年間の拠出限度額を全額使い切るような拠出はできません（図表6）。

<図表6> 年間の拠出限度額と拠出タイミング（イメージ）

■ 年1回拠出の場合



■ 年2回拠出の場合



（出所）改正 DC 法施行令を基に、リそな年金研究所作成。

## ②使い残した拠出限度額の繰り越し

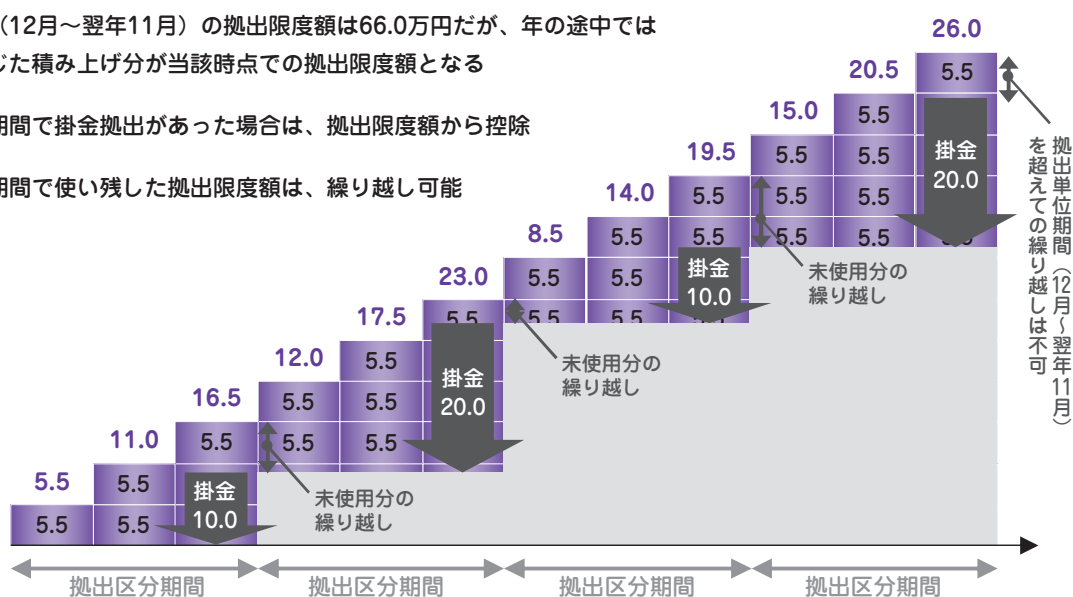
拠出単位期間において使い残した拠出限度額がある場合は、当該期間内で繰り越すことができます。また、拠出区分期間を定めている場合において、前の拠出区分期間に係る拠出がある場合は、当該期間に係る拠出額を控除した額を繰り越すものとされます（図表7）。また、加入者資格を一度喪失し、再び加入者資格を取得した場合（企業型DCでは元の企業型年金の加入者資格を取得した場合）、資格喪失前の使い残した拠出限度額を繰り越すものとされます。

この仕組みを活用することにより、例えば、掛金の拠出漏れがあった場合に、繰り越した拠出限度額の枠内で後から拠出することも可能です。ただし、拠出単位期間（12月～翌年11月）を超えての繰り越しはできません。

＜図表7＞拠出限度額と実際の掛金拠出額との関係（例示）

【例】拠出区分期間3か月（年4回拠出）、拠出限度月額が5.5万円（年額66.0万円）の場合

- 拠出単位期間（12月～翌年11月）の拠出限度額は66.0万円だが、年の途中では加入期間に応じた積み上げ分が当該時点での拠出限度額となる
- 前の拠出区分期間で掛金拠出があった場合は、拠出限度額から控除
- 前の拠出区分期間で使い残した拠出限度額は、繰り越し可能



掛金対象月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

（出所）改正DC法施行令を基に、リそな年金研究所作成。

## （3）年単位化に伴う企業型DCの掛金の納付期限日

企業型年金規約で定めるべき企業型DCの「納付期限日」が、図表8の通り規定されます。

また、納付期限日までに掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、納付期限日を延長することができます。なお、現在パブリックコメント手続きにより公表されている省令案の概要によると、掛金納付が困難と認められる場合として「災害その他やむをえない理由」等が規定される見込みです。

＜図表8＞使い残した拠出限度額の繰り越し（イメージ）

納付期限日	拠出単位期間または拠出区分期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日
企業型DC加入者が資格喪失した場合	資格喪失日から同日の属する月の翌月の末日までの日

（出所）改正DC法施行令および省令案概要を基に、リそな年金研究所作成。



#### (4) 加入者拠出の額の変更時期

企業型DCにおけるマッチング拠出（企業型年金加入者掛金）および個人型DCの掛金（個人型年金加入者掛金）の額の変更時期が、「年1回（企業型DCでは規約に定める期間、個人型DCでは4月から翌年3月）に限り」から「拠出単位期間につき1回に限り」に変更されます。

#### (5) その他の改正事項 ～省令で規定される予定の項目～

今般の掛金拠出の年単位化に伴い、拠出単位期間あるいは拠出区分期間ごとの掛金額について、「企業型年金加入者等原簿および個人型年金加入者等帳簿への記録・保存」、「記録運営管理機関等から加入者等への通知」など所要の措置が講じられる見込みです。

また、企業型DCの業務報告書の記載項目として、「資格喪失者数」、「資格喪失後6ヵ月を経過したことにより国民年金基金連合会に自動移換された者の数」および「退職者に対する個人別管理資産の移換に関する説明状況」等が追加される見込みです。

#### 4. 施行期日および経過措置

掛金拠出の年単位化は、2018（平成30）年1月1日から施行されます。なお、上記3.（4）の規定による企業型DCおよび個人型DCの加入者掛金の額の変更は、今般の年単位化の導入による拠出方法の変更を伴う場合に限り、「拠出単位期間につき1回」の変更回数には含めないものとされます。

#### <ご参考資料>

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160294&Mode=2>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160352&Mode=0>

リそな年金トピックス「確定拠出年金の「掛金拠出の年単位化」に係る関係政令の改正について」（2017年2月9日配信）

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P5F00000jFyYzUAK>

（リそな年金研究所 谷内 陽一）

#### — リそなコラム —

### リスク分担型企業年金について

第77回のコラムのテーマは、リスク分担型企業年金の概要に関する、ある信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司である「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：以前（弊誌2016年9月号（No.581）コラムご参照）、リスク対応掛金についてご説明したお客さまから、「近年は本業の業績も堅調なので、リスク対応掛金の拠出について前向きに検討している。ところで、リスク対応掛金について調べていたら、『リスク分担型企業年金』というものに行き当たったけど、どういうものが説明願えるか？」と聞かれましたが、恥ずかしながら、お客さまの質問に即答できませんでした。リスク対応掛金については以前教えていただいたので、今回はリスク分担型企業年金についてご教示いただけますか。

B課長：リスク分担型企業年金は、リスク対応掛金と同様、確定給付企業年金法の関連政省令の改正により今年（2017（平成29）年）の1月1日から施行されているね。最新の制度改正の話だから、お客さまにも気にされている方が多いだろうね。

それでは、まずは概要から説明しよう。ところで、リスク対応掛金の算定に用いる「リスク」とはどのようなものが、覚えているかい？

- Aさん：はい、資産の構成などから計算される「将来発生するリスク」のことで、20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として測定されます。
- B課長：その通り。よく覚えているね。リスク分担型企業年金では、事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めておく仕組みなんだ。
- Aさん：すみません。いまひとつよくわからないのですが…。そもそも「分担」というのは、どういうことなのでしょう。
- B課長：いい質問だね。リスク分担型企業年金は、将来発生するリスクを、「事業主」と「加入者・受給者等」で分担する仕組みなんだよ。
- Aさん：現行の確定給付企業年金（DB）では事業主に、確定拠出年金（DC）では加入者等にそれぞれリスクが偏りがちだと言われていますが、リスク分担型企業年金ではそれを労使で分担できるようになるということですか？
- B課長：そうだ。「将来発生するリスク」のうち、リスク対応掛金に相当する部分を事業主が負担し、リスク対応掛金相当分以外の部分は加入者や受給者等が給付調整により負担することとなるんだ。労使合意によりこういった割合でリスクを分担するかを決定することになるけど、図にするとこんな感じかな？

+

給付調整により 加入者等が負うリスク 掛金拠出により 事業主が負うリスク		将来発生するリスク
	(リスク対応掛金相当分)	
	掛金収入現価	給付現価
積立金		

- Aさん：なるほど、労使で分かち合うリスクの割合を話し合いで決めるんですね。ん？・・・ちょっと待ってください。加入者や受給者等の方は「給付調整」によってリスクを分担するとおっしゃいましたか？ということは、給付は増減することもあるのですか？受給者の給付も増減するんですか？

+

- B課長：その通りだ。リスク分担型企業年金は、掛金を固定し、毎年の財政決算において、剰余が生じている場合には給付を増額、不足が生じている場合には給付を減額することにより財政の均衡を図る制度なんだ。当然ながら、年金受給者の給付も毎年変動することになるよ。図にするとこんな感じだね。

【不足が生じている場合】

	将来発生するリスク
積立不足	給付減額
掛金収入現価	給付現価
積立金	

【財政均衡の場合】

	将来発生するリスク
掛金収入現価	給付現価
積立金	

【剰余が生じている場合】

掛金収入現価	将来発生するリスク
積立金	給付増額
	給付現価

Aさん：分かりました。概要は少しつかめた気がします。他には、どのような特徴がありますか？

B課長：うーん。やはり最大の特徴は「会計上の取扱い」だろうね。リスク分担型企業年金はDB法を根拠法とする制度だけど、2016（平成28）年12月16日に企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された会計基準によると、リスク分担型企業年金は基本的には「確定拠出制度」に分類されることになるんだ。

Aさん：そうなんですか!? DBなんだかDCなんだか、よくわからなくなってきました。

B課長：そうかも知れないね。そこが「新たなハイブリッド（混合型）制度」と呼ばれる所以かな。ただし、リスク分担型企業年金だからといって、必ずしも退職給付債務の認識が不要になるというわけではないんだ。確定拠出制度に分類されるのは、「事業主が追加的な拠出義務を負わない」退職給付制度とされているんだ。だから、例えば、リスク分担型企業年金を退職給付制度の「内枠」として実施する場合には、注意が必要と考えられるよ。

Aさん：えーっと… すみません。何故でしょうか？

B課長：退職給付制度の「内枠」としてリスク分担型企業年金を実施する場合、リスク分担型企業年金において給付が減額されたときに、それ以外の部分（退職一時金など）の給付を増額して減額分を補う必要があるよね。この取扱いが「事業主が追加的な拠出義務を負う」ことに該当するかどうかを判断する必要があるよ。

Aさん：ということは、例えば、退職金規程で「退職一時金の給付からDBの給付を控除する」ような定めがある場合には、注意が必要ということでしょうか。

B課長：そうだね。リスク分担型企業年金を実施する場合は、退職給付制度全体を一度見直した上で検討した方がよいと考えるべきかもしれないね。

Aさん：他に注意しておいた方がよい点はありますか？

B課長：やはり、給付の調整によって、加入者および受給者の給付が減額される可能性がある制度だから、労使において制度の理解を含めた綿密なコミュニケーションを行うことや、受給者に対しても加入者と同様の情報開示を行うことなどに注意を払う必要があるだろうね。法令上でも、加入者がリスク負担に見合う形で運用の意思決定に参画するための仕組みが必要とされているよ。

Aさん：分かりました。リスク分担型企業年金を実施する際には、今まで以上に十分な検討が必要になりそうですね。大変勉強になりました。リスク対応掛金だけでなく、リスク分担型企業年金について最新の動向を踏まえたうえで、お客さまに最適な提案ができるよう精進します。

B課長：良い心掛けだね。リスク分担型企業年金の他にも、例えば、運用利回りの実績に伴い給付が変動する「運用実績連動型キャッシュバランスプラン」や、個人型DC（iDeCo）の適用拡大など、お客さまにとっての選択肢はますます増えているよ。お客さまのニーズを踏まえた最適なお提案ができるよう、しっかり勉強しておいてね。

（年金信託部 数理グループ 鈴木 悠紀雄）

企業年金ノート No.586

2017(平成29)年2月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）